

## 社会福祉法人富谷市社会福祉協議会広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人富谷市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の、**広報物等への広告掲載に関する取扱いについて必要な事項を定める。**

### (広告掲載紙)

第2条 広告を掲載することができるものは、本会が発行する広報社協だより（以下「広報」という。）とする。

### (広告の掲載内容の基準)

第3条 広告の掲載をすることができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広報の公共性及び品位をそこなうおそれがあると認められるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に係るものと認められるもの
- (5) 意見広告又は個人の宣伝に係るものと認められるもの
- (6) 広報の美観を害するものと認められるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあると認められるもの
- (8) 客観的に見て明らかに信用度が低いと思われるもの
- (9) その他広報に掲載することが不相当であると認められるもの

### (広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げている各号の第1号から順次とする。

- (1) 本会に会費を納入している団体、法人等の**協力企業**であるもの
- (2) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
- (3) 民間企業のうち公共性のある企業で、市内に事業所等を有するもの
- (4) 民間企業のうち公共性のあるもの
- (5) 前4号に掲げるもののほか、民間企業及び自営業で市内に事務所等を有するもの
- (6) 前5号に掲げるもののほか、民間企業及び自営業であるもの
- (7) 前6号に掲げるもののほか、広告を掲載することが妥当であると認められるもの

### (広告募集)

第5条 広告の掲載する募集の周知は、本会の広報及びホームページにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、次に掲げるいずれかの方法により広告掲載の募集をすることができる。

- (1) 第4条に該当する団体への募集の周知
- (2) 広告代理店への募集の依頼
- (3) その他必要に応じた方法による募集

### (広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとするものは、掲載する広告の内容が分かる書類を添えて広告を掲載するまでの準備に要する期間を考慮し、**広告掲載を希望する広報の発行日のおおよそ二か月前までに本会会長に広告掲載申込書(様式第1号)により申込むものとする。**

(掲載の可否の決定)

第7条 本会会長は、前条の規定による申込みがあったときは、この要綱に定める基準により、広告掲載の可否を決定する。

2 本会会長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書(様式2号)及び不掲載決定通知書(様式第3号)により、掲載申込者(以下「申込者」という。)に通知しなければならない。

(広告の規格)

第8条 広告の規格は次に掲げるとおりとする。

2 広報に掲載できる広告の規格は、1区画(縦60mm×横87mm)、1区画(縦60mm×横178mm)とし、2色刷りとする。

3 前項に掲げる規格を超えて、当該広報に掲載が可能な場合は、広告の最大規格は22250mm<sup>2</sup>以内で、広告を掲載できるものとする。

(広告掲載の位置)

第9条 広告を掲載する配置については、本会が指定するものとする。

(掲載広告の割り付け)

第10条 広告の掲載する割り付けは、本会が行うものとする。

(広告の制限)

第11条 広告の掲載申込あった当該広報に広告の掲載が困難な場合は、広告の掲載を拒否することができるものとする。

(広告掲載料)

第12条 広報の広告掲載料は次のとおりとする。

- |   |  |    |                      |
|---|--|----|----------------------|
| 2 | 1区画(縦60mm×横87mm)   | 1回 | 10,000円(賛助・特別協力企業以外) |
|   |  | 1回 | 6,000円(賛助・特別協力企業)    |
| 3 | 1区画(縦60mm×横178mm)  | 1回 | 20,000円(賛助・特別協力企業以外) |
|   |  | 1回 | 12,000円(賛助・特別協力企業)   |
| 4 | 第8条第3項による100mm <sup>2</sup> あたり180円(非会員及び一般協力会員)及び100円(賛助・特別協力会員)(10円未満の端数は切捨てるものとする。) |    |                      |

(広告掲載に関する責任等)

第13条 広告の掲載した内容に関する一切の責任は、広告を掲載しているものが負うものとする。

(広告の掲載回数等)

第14条 広告を掲載できる区画数及び回数は、申込者あたり1区画とする。

2 特に本会会長が必要と認めた場合は、複数区画の掲載ができるものとする。

3 1年間(6回)掲載された(予定している)企業より、さらに1年間の継続掲載の申込みがあった場合、初回分の広告料は無料とする。ただし、広告の区画は変更可能とし、その際変更後の広告料を対象とする。

(広告掲載料の納入)

第15条 広告掲載料の納入は、広告掲載決定通知書を受けた申込者が、本会会長が指定

する期日までに、前納しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第16条 本会会長は、納入済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、本会の責めによる事由により広告の掲載ができないときは、この限りではない。

2 第12条第2項、第3項及び第4項に規定する広告掲載料に広告を掲載することができなかった回数に乗じて得た額とする。

(掲載の取消し)

第17条 本会会長は、広告掲載決定通知書の後に、広告掲載の内容が第3条の各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は申込者が指定期日までに広告掲載料を納入しなかった場合、広告の掲載の決定を取消することができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和4年1月1日から施行する。